

小金井市市民参加推進会議の運営等について（案）

1 会議録作成の基本方針等

- (1) 小金井市市民参加推進会議における会議録の作成は、市民参加条例施行規則第5条の規定により、①全文記録、②発言者の発言内容ごとの要点記録、③会議内容の要点記録の作成方法のうち、**（記録方法）**とする。
- (2) 会議録は、原則として次回の会議で内容の確認後、ホームページに掲載し、情報公開コーナー（第二庁舎6階）等に据え置き公開する。
- (3) 発言者名を正確に把握するため、会議での発言は会長が指名後、名前を発言してから行う。（例「〇〇です。〇〇〇については、・・・」）

2 会議の公開

小金井市市民参加推進会議は、小金井市市民参加条例第6条の規定により、原則として公開する。

3 会議の傍聴

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領のとおりとする。

4 「意見・提案シート」について

- (1) 「意見・提案シート」を設置**（する・しない）**。
- (2) 設置する場合、**必ず記名を求め、正式資料として公開の対象とする。無記名であった場合は参考資料として委員のみに配布する**。提出された「意見・提案シート」は、**原文のまま**配布する。ただし、公序良俗に反する内容や個人情報に関する内容等の場合、配布しない。一部がそのような場合は墨塗りして配布する。提案内容について、**委員から審議に取り上げたいと申し出があった場合、審議の時間を設ける**。
- (3) 傍聴者からの小金井市市民参加推進会議の検討内容等に対する意見は、**「意見・提案シート」**を用いて、会議開催日の1週間前の午後5時までに提出されたものは（氏名、提出日を記載していただく。）、次回会議で配付するものとする。

小金井市市民参加条例概要

NO. 1

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
1章	総則	目的	1条		市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めるため、市政への参加及び協働について定める。	
		定義	2条		①市民参加 ②協働 ③附属機関等 ④市民の提言制度	
		基本理念	3条	1項	市政に役立つ情報の共有	
				2項	互いの意見が平等に扱われ、あらゆる市民の意向に配慮し、異なる意見も尊重する。	
		市の責務	4条	1項	説明責任	
				2項	応答責任	
3項	他の自治体等と共同又は協力して行う事業で市民生活に影響を与えるものへの適用					
市民の責務	5条		市民参加及び協働の目的を自覚し、市政運営が円滑に進むよう努める。			
2章	市政情報の公開	市の会議の公開	6条	1項	原則として公開する。	2条
				2項	非公開の会議は理由を明らかにする。	3条
				3項	非公開の会議の記録のうち非公開とするもの	4条
		情報公開手段の拡充	7条		①会議録の公開 ②広報紙等の拡充 ③情報公開施設の拡充 ④通信等情報伝達手段の充実	5条 6条 7条
3章	附属機関等への市民参加	附属機関等の設置	8条		市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとする。	8条
		附属機関等の構成	9条	1項	公募委員を置かなければならない。	9条 10条
				2項	公募委員を置かない場合は理由を明らかにしなければならない。	
				3項	公募委員の比率は30%以上とする。	
				4項	男女それぞれに偏りがないよう配慮する。	
		公募委員の選任等	10条	1項	公正な方法による公募委員の選任	11条
				2項	選考基準の公表、選考結果の公表	12条
		委員の選任等	11条		附属機関等の委員の選任結果の公表	13条
		附属機関等の委員の兼任と任期	12条	1項	他の附属機関等の委員を2つ以上兼ねることはできない。ただし、臨時的、時限的に設置される委員は、そのほかに1つに限り兼ねることができる。	
				2項	委員の任期は3期までとする。	
附属機関等の答申の尊重	13条	1項	答申の尊重			
		2項	答申等がいかされない場合の理由の公表	14条		
4章	市民の意向調査	市民の意向調査	14条	1項	市政に係る重要な施策又は課題について、意向調査を実施する。	
				2項	市民は市に意向調査の実施を求めることができる。	15条
				3項	意向調査の目的・内容・対象者及び結果の処理方法についてあらかじめ公表しなければならない。	16条

小金井市市民参加条例概要

NO. 2

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項
5章	市民の提言制度	市民の 提言制度	15条	1項	市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。	17条 18条
				2項	市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容・意見の提示方法・提出先・提示された意見の扱い方についてあらかじめ公表しなければならない。	19条
				3項	多様な提言方法の保障	20条
				4項	意見の提示期間は1か月以上とする。	
				5項	提言制度の実施結果及びその扱いの公表	21条
6章	市民投票	市民投票	16条		市は、市政に関する市民投票を行うことができる。	2条
		投票資格者	17条		投票資格者は18歳以上の日本人と永住外国人	
		市民からの請求による市民投票	18条	1項	投票資格者名簿総数の100分の13以上の連署をもって、市長に対して市民投票の実施を請求することができる。	19条 20条
				2項	市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。	11条 12条
				3項	市政の重要事項であっても、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。	
				4項	市民投票の実施に要する経費を、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。	
				5項	市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。	
				6項	投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。	15条
		市民投票の期日	19条	1項	市長は、市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。	21条
				2項	告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。	22条
		情報の提供	20条	1項	市長は、市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を、市民に対して提供するものとする。	23条
				2項	市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。	
		請求の制限	21条		市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について請求を行うことができない。	
投票結果の尊重	22条		市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。			
規則への委任	23条		この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。	38条		

※6章市民投票は「小金井市市民投票規則」

小金井市市民参加条例概要

NO. 3

章	章名	見出し	条	項	主な内容	施行規則 条項	
7章	市民と市との 日常的な協働	市民と市との 日常的な協働	24条		留意事項 ①市民の知識及び技能の市政への活用 ②市民の情報の自主的提供、市の市民情報の積極的収集と市民との共有 ③市民相互の意見交換による市民間の意見調整		
8章	協働のための 活動拠点	活動拠点の 設置	25条	1項	日常的な協働のための拠点の設置		
				2項	活動拠点の運営等		
9章	市民参加 推進会議	市民参加推進 会議の設置	26条		設置の目的	22条・ 23条	
		推進会議の 役割	27条	1項	推進会議の役割 ①運用状況の審議 ②条例の見直し ③市長への提言		
				2項	提言及び市長の意見の公表		
		推進会議の 構成等	28条	1項	12人の委員で構成		
				2項	公募委員		
				3項	正・副委員長の設置		
				4項	正・副委員長の任務		
推進会議 委員の任期	29条	1項	任期2年・3期まで				
		2項	補欠委員の任期				
		推進会議の 運営	30条		推進会議の運営	24条	
10章	雑則	委任	31条		施行に関し必要事項の規則への委任		
	付則	施行期日	1項		規則に委ねる。		
			2項		市長は、広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講ずるものとする。		
		経過措置	3項		現に設置されている附属機関等の9条及び12条の適用除外		
		特別職の給与に 関する条例の 一部改正	4項		推進会議委員報酬の規定		

○小金井市市民参加条例

平成15年 6 月 26 日 条例第 27 号

改正

平成 21 年 3 月 16 日 条例第 12 号

平成 24 年 6 月 25 日 条例第 29 号

小金井市市民参加条例

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）

第 2 章 市政情報の公開（第 6 条・第 7 条）

第 3 章 附属機関等への市民参加（第 8 条—第 13 条）

第 4 章 市民の意向調査（第 14 条）

第 5 章 市民の提言制度（第 15 条）

第 6 章 市民投票（第 16 条—第 23 条）

第 7 章 市民と市との日常的な協働（第 24 条）

第 8 章 協働のための活動拠点（第 25 条）

第 9 章 市民参加推進会議（第 26 条—第 30 条）

第 10 章 雑則（第 31 条）

付則

前文

市政の主役は、市民です。市政をどのように運営するかによって、小金井市で生活する市民の暮らしは大きく左右されます。

また、市政に市民がどのようにかかわるかによって、市政運営のあり方は大きく変わってきます。したがって、市民の望むところを市政に積極的にいかしていくことは当然です。

しかし、市民の価値観や要求が多様で、その個性化が著しい今日において、市民の意見や要求を的確かつ迅速に市政に反映させるためには、種々の手段が必要です。そして、その手段は、市民に十分理解されるだけでなく、市民が利用しやすいものでなければなりません。

小金井市では、誰にとっても暮らしやすいまちであることを願い、市民の市政への参加と協働についての手段を制度として具体化し、市民の望む市政が保障できるよう、ここに小金井市市民参加

条例を定めます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小金井市（以下「市」という。）における、市民の市政への参加及び協働についての必要な事項を定め、もって多様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- (2) 協働 市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して市政を充実させ、又は発展させることをいう。
- (3) 附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置する機関をいう。
- (4) 市民の提言制度 市の施策原案に対する市民の書面等による意見の表示によって行う市民参加の方法をいう。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、市民参加及び協働の前提条件として市政に役立つ情報の共有が不可欠であることにかんがみ、互いにこれに努めるものとする。

- 2 市民参加及び協働に当たっては、何人も互いの意見が平等に扱われることを自覚し、積極的に発言しない市民のみならず、市内に居住する未成年者、市内に通勤もしくは通学する者、市内に事務所もしくは事業所等の活動拠点を有する法人その他の団体又は市内に暮らす外国籍を有する者の意向にも配慮するとともに、異なる意見を有する者の意見も尊重し、あらゆる関係者相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民に対し、適切な時期に、市の政策立案、その決定、実施の理由及び内容、その内容を具体化する手段及び市の政策実施の評価並びに市民参加の方法について、市民に分かりやすい方法で十分に説明する責務を負う。

2 市は、市民の市政に対する要求及び意見を誠実に受け止め、処理しなければならない。この場合において、市は、そのための窓口を保障しなければならない。

3 前2項の規定は、市が他の自治体等と共同又は協力して行う事業で、市民生活に影響を与えるものについても適用があるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市民参加及び協働の目的を自覚し、市と共に市政運営が円滑に進むよう努めなければならない。

第2章 市政情報の公開

(市の会議の公開)

第6条 市の会議は、原則として公開する。

2 公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。

3 非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限る。

(情報公開手段の拡充)

第7条 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。

(1) 会議録の公開

(2) 広報紙等の拡充

(3) 情報公開施設の拡充

(4) 通信等情報伝達手段の充実

第3章 附属機関等への市民参加

(附属機関等の設置)

第8条 市は、市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとする。

(附属機関等の構成)

第9条 附属機関等には、原則として公募による委員（以下「公募委員」という。）を置かななければならない。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関等に公募委員を置かない場合は、市はその理由を明らかにしなければならない。

3 附属機関等における公募委員の比率は、原則として30パーセント以上とする。

4 附属機関等の委員構成は、男女それぞれに偏りがないように配慮しなければならない。

(公募委員の選任等)

第10条 市は、公正な方法によって公募委員の選任等を行わなければならない。

- 2 市は、公募委員を選考する場合は、あらかじめ選考基準を公表しなければならない。また、選考結果をその理由とともに遅滞なく公表しなければならない。

(委員の選任等)

第11条 市は、附属機関等の委員の選任等の結果を、その理由とともに公表しなければならない。

ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(附属機関等の委員の兼任と任期)

第12条 附属機関等の委員は、原則として他の附属機関等の委員を二つ以上兼ねることはできない。

ただし、臨時的、時限的に設置される附属機関等の委員については、そのほかに、一つに限り兼ねることができるものとする。

- 2 委員の任期は、原則として3期までとする。ただし、専門的知識又は技能を必要とする附属機関等の委員の場合は、この限りでない。

(附属機関等の答申等の尊重)

第13条 市は、附属機関等から提出のあった答申等を尊重しなければならない。

- 2 市は、前項の答申等が市政にいかされない場合は、その理由を遅滞なく公表しなければならない。

第4章 市民の意向調査

(市民の意向調査)

第14条 市は、市政に係る重要な施策又は課題について、市民の意向を知る必要があると認める場合は、市民の意向調査を実施するものとする。

- 2 市民は、市に意向調査の実施を求めることができる。
- 3 市は、意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法について、あらかじめ公表しなければならない。

第5章 市民の提言制度

(市民の提言制度)

第15条 市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。

- 2 市は、市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容、市民の意見の提示方法及び提出先並びに提示された意見の扱い方について、あらかじめ公表しなければならない。
- 3 市は、市民の提言方法について、多様な方法を保障しなければならない。

- 4 市民の意見の提示期間は、原則として1か月以上とする。
- 5 市は、市民の提言制度の実施結果及びその扱いについて、速やかに公表しなければならない。

第6章 市民投票

(市民投票)

第16条 市は、市政に関する市民投票を行うことができる。

(投票資格者)

第17条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は永住外国人であり、かつ、その者に係る市の住民票が作成された日（市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に記録されているものであって、規則で定めるところにより作成する投票資格者名簿に登録されているものとする。

2 前項の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

(市民からの請求による市民投票)

第18条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の100分の13以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、市政の重要事項について市民投票を実施することを請求することができる。

2 前項の請求を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。ただし、市政の重要事項であっても、法令の規定により市民投票を行うこととされている事項である場合、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。

4 市長は、前項の規定により行う市民投票の実施に要する経費を、他の経費とは区別して、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。

5 市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。

6 第1項において、市民投票の実施を求める投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の

請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。

(市民投票の期日)

第19条 市長は、前条第3項の規定により市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。

(情報の提供)

第20条 市長は、市民投票を実施するときは、当該市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を、市民に対して提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。

(請求の制限)

第21条 この条例による市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第18条第1項の規定による請求を行うことができない。

(投票結果の尊重)

第22条 市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 市民と市との日常的な協働

(市民と市との日常的な協働)

第24条 市民及び市は、市民と市との日常的な協働を円滑に進めるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 市民の知識及び技能の市政への活用
- (2) 市民による協働のための情報の市への自主的提供並びに市による市民情報の積極的収集及び市民との共有
- (3) 市民相互の意見交換による、相違する市民間の意見の調整

第8章 協働のための活動拠点

(活動拠点の設置)

第25条 市は、別に定めるところにより、日常的な協働のための拠点を設置するよう努めなければ

ならない。

- 2 前項の拠点においては、市民個人及び市民グループ（NPO（民間非営利活動団体）を含む。）等から成る市民の組織が市と協働し、日常的な情報又は意見の交換を通して、その成果について、説明責任を果たし、健全なまちづくりを推進するものとする。

第9章 市民参加推進会議

（市民参加推進会議の設置）

第26条 市は、この条例の適正な運用状況を審議するため、市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（推進会議の役割）

第27条 推進会議は、社会情勢の変動に留意しつつ、この条例の運用状況を審議し、条例の見直しを含め、市民参加と協働を推進するために必要な意見を市長に提言するものとする。

- 2 市長は、推進会議の提言及びこれに対する市長の意見を速やかに公表しなければならない。

（推進会議の構成等）

第28条 推進会議の委員は12人以内とし、委員は、次の者をもって構成する。

- （1） 市民（市内に住所を有する者に限る。） 5人以内
- （2） 市民団体代表（市内の地域団体等の代表） 3人以内
- （3） 学識経験者 2人以内
- （4） 市に勤務する職員 2人以内

- 2 前項第1号及び第2号の委員は、公募によるものとする。

- 3 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 4 委員長は、推進会議を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（推進会議委員の任期）

第29条 推進会議委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（推進会議の運営）

第30条 推進会議の運営については、別に定める。

第10章 雑則

（委任）

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(市民投票に関する条例の制定に向けた準備)

2 市長は、広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に設置されている附属機関等の構成等については、第9条及び第12条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

4 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「	長期計画審議会	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円」

を

「	長期計画審議会	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円
	市民参加推進会議	会長	日額	11,000円
		委員	日額	10,000円」

に改める。

付 則（平成21年3月16日条例第12号）

この条例は、平成21年9月1日から施行する。

付 則（平成24年6月25日条例第29号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による施行の日（以下「施行日」という。）以後引き続き住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による小金井市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている者で、施行日の前日において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）第4条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「廃止前の外国人登録法」という。）第4条第1項の規定による小金井市の外国人登録原票（以下「外国人登録原票」という。）に登録されていた第1条の規定による改正後の小金井市市民参加条例第17条第2項に規定する永住外国人に対する同条第1項の規定は、外国人登録原票に登録された日（廃止前の外国人登録法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日。付則第4項において同じ。）から引き続き施行日の前日まで小金井市の外国人登録原票に登録されていた期間を、施行日以後の住民基本台帳に記録されている期間に通算して適用する。

○小金井市市民参加条例施行規則

平成16年3月4日規則第6号

改正

平成17年2月18日規則第4号

平成19年3月30日規則第29号

平成19年9月20日規則第36号

平成21年9月30日規則第34号

小金井市市民参加条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市市民参加条例（平成15年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の会議)

第2条 条例第6条第1項に規定する市の会議とは、条例第2条第3号に規定する附属機関等の会議をいう。

(非公開の会議)

第3条 条例第6条第2項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号。以下「情報公開条例」という。）第5条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。

(会議録等の非公開)

第4条 条例第6条第3項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非公開とするものは、情報公開条例第5条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。

(会議録作成の基本方針)

第5条 条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

- (1) 全文記録
- (2) 発言者の発言内容ごとの要点記録
- (3) 会議内容の要点記録

(会議録の記載事項)

第6条 会議録（様式）には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第11号に定

める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

- (1) 会議の名称（附属機関等名）
- (2) 事務局（担当課）
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

（会議録の公開の方法）

第7条 条例第7条第1号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

（重要政策）

第8条 条例第8条に規定する附属機関等が審議する市の重要政策とは、小金井市基本構想に掲げられている政策等をいう。

（公募委員）

第9条 条例第9条に規定する公募委員になることができる者は、原則として応募時に18歳以上であって、市内在住、在勤又は在学のものとする。

（公募の周知）

第10条 市長は、公募委員を募集する場合は、附属機関等の設置の趣旨、目的、所掌事項等を明確にした上で、市報等により市民に周知し、幅広く市民の参加が得られるよう配慮するものとする。

（公募委員の選考方法及び公表）

第11条 市長は、条例第10条の規定に基づく公募委員の選任に当たっては、関係職員による選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

2 選考委員会における公募委員の選考方法は、次の各号のいずれかから附属機関等の設置の趣旨及び目的に合った方法を選択するものとする。

- (1) 論文、作文等による選考
- (2) 面接選考
- (3) 書類審査
- (4) 抽選

3 前項の選考方法は、あらかじめ募集又は選考に係る要領等を策定の上公表し、適正かつ公平を期するよう配慮するものとする。

4 選考結果については、これを応募者に通知するとともに、市報等によりその結果及び理由を公表するものとする。

（公募委員が定員に満たない場合等の取扱い）

第12条 前条の規定にかかわらず、公募委員が定員に満たない場合又は応募者の中から選任できない場合は、関係団体からの推薦、市長からの就任要請等により適切に対応するものとする。

（附属機関等の委員の選任結果の公表）

第13条 条例第11条に規定する附属機関等の委員の選任結果の公表は、選任した委員名、選任理由等を明記して市報等により行わなければならない。

（公表方法等）

第14条 条例第13条第2項の規定による答申等が市政にいかされない場合の理由の公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。

2 市は、答申等を提出した附属機関等の委員に対し、前項の理由等を通知するものとする。

（意向調査の対象事項）

第15条 条例第14条第2項に規定する市民の意向調査の実施に当たっては、原則として意向調査の内容を所管する課に当該事項に関する附属機関等がある場合はその附属機関等に、附属機関等がない場合は条例第26条に規定する市民参加推進会議に意見を求めるものとする。

（意向調査の公表）

第16条 条例第14条第3項に規定する市民の意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法についての公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。

（市民の提言制度の対象事項）

第17条 条例第15条第1項の施策原案は、次に掲げるものとし、その制定、改廃、策定等を行う場合において市民に提言を求めるものとする。

(1) 次に掲げる条例の案

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

ウ 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例

(2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等

(3) 基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画

(4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(適用除外)

第18条 前条の規定にかかわらず、施策原案が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第15条の規定による市民の提言制度は、適用しない。

(1) 迅速又は緊急に定める必要があるため、市民の提言制度を実施することが困難なものであるとき。

(2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関するものであるとき。

(3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他の市民の提言制度を実施することを要しない軽微な変更を行うものであるとき。

(4) 法令その他の規定により、縦覧、意見書の提出その他市民の提言制度と同様の手続を行って定めるものであるとき。

(5) 附属機関等が市民の提言制度に準じた手続を経て定めた報告、答申等に基づき定めるものであるとき。

(6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議して定めるものであるとき。

2 施策原案が前項第1号に該当する場合は、その理由を公表するものとする。この場合においては、次条第4項の規定を準用する。

(事前の公表事項)

第19条 条例第15条第2項の規定に基づくあらかじめ公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施策の名称及び内容

- (2) 施策の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料
 - (3) 意見の提出先、提示方法及び提示期間
 - (4) 意見を提示することができるものの範囲
 - (5) 提示された意見の扱い方
 - (6) 検討結果の公表予定時期
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 前項第2号に規定する資料は、施策原案の趣旨、目的、概要その他の当該施策原案を理解するために必要な情報とする。
- 3 第1項第6号の検討結果の公表予定時期に公表できない場合は、その理由及び新たな検討結果の公表予定時期を公表しなければならない。
- 4 第1項及び前項の規定による公表は、市長が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

(意見の提示方法等)

第20条 市長が市民の提言を募集するときは、直接持参、郵便、ファクシミリ等できる限り提言する市民の利便を考慮した方法によるものとする。

- 2 意見を提出しようとする市民は原則として住所、氏名等を、法人その他の団体にあつては所在地、団体名、代表者の氏名等を明らかにしなければならない。
- 3 第1項の募集に係る市民の意見の提示期間は、条例第15条第4項に定める期間とし、意見の提示を求める施策等の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(検討結果の公表)

第21条 市長は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。

- (1) 提出された意見の全文（提出された意見がなかった場合にあつては、その旨）
 - (2) 提出された意見の検討結果及びその理由
- 2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第1号の提出された意見の全文に代えて、当該提出された意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合において、当該公表の後遅滞なく、当該提出された意見の全文を事務室への備付けその他の適当な方法により公表しなければならない。
- 3 前2項の規定により提出された意見の全文を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、情報公開条例第5条各号に規定する内容に該当するとき、その他正当な理由がある

ときは、当該提出された意見の全部又は一部を公表しないことができる。

4 第19条第4項の規定は、第1項の規定による公表の方法について準用する。

(市民及び市民団体選出委員の資格)

第22条 条例第28条第1項第1号に規定する市民及び同項第2号に規定する市民団体代表の委員となることができる者の資格は、条例第12条第1項の規定を準用するものとする。

(市職員選出委員)

第23条 条例第28条第1項第4号の市に勤務する職員は、次に掲げる職にある者とする。

(1) 企画財政部長

(2) 総務部長

(市民参加推進会議の運営)

第24条 市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）は、委員長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 推進会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に設置されている附属機関等の会議録の扱いについては、第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行後に設置される附属機関等の会議録は、情報公開コーナーに据え置くものとする。

付 則（平成17年2月18日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市市民参加条例施行規則の規定は、平成17年1月27日から適用する。

付 則（平成19年 3 月30日規則第29号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成19年 9 月20日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第14条の規定は、この規則の施行の日以後の答申等から適用する。
- 3 改正後の第17条から第21条までの規定は、この規則の施行の日以後に実施する市民の提言制度から適用する。

付 則（平成21年 9 月30日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市市民参加条例施行規則の規定は、平成21年 9 月 1 日から適用する。

様式（第 6 条関係）

公募委員状況一覧（平成26年度）

※選考方法欄は、市民参加条例施行規則第11条第2項の①論文、作文等による選考②面接選考③書類選考④抽選の別

	附属機関等の名称	担当課	募集公募人数	応募者数			採用者		委嘱年月日	公募期間	選考方法
				総数	男性	女性	男性	女性			
1	長期計画審議会	企画政策課	3	10	8	2	1	2	平成27年3月9日	平成26年10月31日～11月28日	①
			2	7	0	7	0	2		平成26年12月17日～27年1月8日	④ (無作為抽出)
2	防災会議	地域安全課	2	4	3	1	1	1	平成27年4月1日	平成27年1月15日～2月16日	①
3	特別職報酬等審議会	職員課	3	5	4	1	2	1	平成27年2月17日	平成27年1月1日～1月15日	①
4	小金井市民交流センター運営協議会	コミュニティ文化課	3	6	4	2	2	1	平成26年10月18日	平成26年8月15日～9月16日	①
5	消費生活審議会	経済課	2	4	2	2	0	2	平成26年10月29日	平成26年9月15日～10月6日	①
6	国民健康保険運営協議会	保険年金課	2	0	0	0	0	0	平成27年1月1日	平成26年11月1日～11月20日	①
7	環境審議会	環境政策課	4	7	7	0	4	0	平成26年9月13日	平成26年7月1日～7月22日	①
8	廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	5	8	6	2	3	2	平成26年7月1日	平成26年5月1日～5月16日	①
9	地域公共交通会議	交通対策課	5	6	4	2	3	2	平成27年4月1日	平成27年3月1日～3月18日	①
10	公民館企画実行委員の会議	公民館	30	30	18	12	18	12	平成26年7月21日	平成26年5月15日～6月13日	④
合 計			61	87	56	31	34	25			

パブリックコメント実施状況調査（平成26年度）

施策の名称	担当課	公募期間	意見提示できる者	意見提示		検討結果公表日	検討結果	実施主体(市または 附属機関等)
				人数	件数			
小金井平和の日条例（案）	広報秘書課	平成26年8月15日～平成26年9月16日	市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体	2	2	平成26年10月15日	一部修正	市
地域防災計画（修正案）	地域安全課	平成26年9月26日～平成26年10月27日	同上	1	3	平成26年12月1日	修正等なし	附属機関等
改訂・環境基本計画（原案）	環境政策課	平成26年10月27日～平成26年11月27日	同上	12	64	平成27年1月26日	一部修正	市
地球温暖化対策地域推進計画【改訂版】（案）	環境政策課	平成26年12月22日～平成27年1月22日	同上	4	13	平成27年3月2日	一部修正	市
アスベスト飛散防止条例施行規則（案）	環境政策課	平成26年8月15日～平成26年9月16日	同上	0	0	平成27年10月14日	修正等なし	市
一般廃棄物処理基本計画（案）	ごみ対策課	平成26年12月19日～平成27年1月19日	同上	10	81	平成27年3月1日	一部修正	市
福祉会館建設計画（案）	地域福祉課	平成26年12月15日～平成27年1月19日	同上	66	148	平成27年2月16日	一部修正	市
第4期障害福祉計画（案）	自立生活支援課	平成26年12月15日～平成27年1月15日	同上	4	4	平成27年2月15日	修正等なし	附属機関等
児童発達支援センター条例の一部を改正する条例（案）	自立生活支援課	平成27年1月6日～平成27年2月6日	同上	1	4	平成27年3月1日	修正等なし	市
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（素案）	介護福祉課	平成26年8月1日～平成26年9月1日	同上	1	1	平成26年10月1日	修正等なし	市

施策の名称	担当課	公募期間	意見提示できる者	意見提示		検討結果公表日	検討結果	実施主体(市または 附属機関等)
				人数	件数			
地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準を定める条例(素案)	介護福祉課	平成26年8月1日～平成26年9月1日	市内在住・在勤・在学の者、市内に事務所や事業所を有する法人又はその他の団体	0	0	平成26年10月1日	修正等なし	市
第6期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画(素案)	介護福祉課	平成26年12月15日～平成27年1月15日	同上	2	3	平成27年2月16日	修正等なし	市
第6期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画【介護保険事業計画部分】(素案)	介護福祉課	平成27年1月29日～平成27年2月5日	同上	0	0	平成27年3月9日	修正等なし	市
新型インフルエンザ等対策行動計画(案)	健康課	平成27年1月5日～平成27年2月5日	同上	0	0	平成27年3月27日	修正等なし	市
子ども・子育て支援新制度に係る各種基準条例(案)	子育て支援課	平成26年6月26日～平成26年7月25日	同上	185	312	平成26年9月8日	修正等なし	市
のびゆく子どもプラン 小金井(仮)素案	子育て支援課	平成27年2月2日～平成27年3月2日	同上	7	20	平成27年3月25日	修正等なし	市
特定教育・保施設及び地域型事業の運営に関する基準(案)	保育課	平成26年6月26日～平成26年7月25日	同上	95	107	平成26年9月22日	修正等なし	市
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(案)	保育課	平成26年6月26日～平成26年7月25日	同上	69	80	平成26年9月22日	修正等なし	市
保育の必要性の認定に関する基準(案)	保育課	平成26年8月11日～平成26年9月10日	同上	11	18	平成26年9月30日	修正等なし	市
放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(案)	児童青少年課	平成26年6月26日～平成26年7月25日	同上	20	125	平成26年9月8日	修正等なし	市
新小金井駅バリアフリー化計画(案)	まちづくり推進課	平成26年4月15日～平成26年5月16日	同上	4	16	平成26年6月25日	修正等なし	附属機関等
いじめ防止基本方針(案)	指導室	平成26年9月16日～平成26年10月15日	市内在住・在勤・在学の者	0	0	平成26年12月1日	修正等なし	教育委員会

第42回市民参加推進会議

資料8
平成27年12月22日

平成27年4月24日

小金井市長
稲葉孝彦様

小金井市市民参加推進会議
委員長 西尾隆

市民参加条例第27条第1項の規定に基づく提言

市民参加条例第27条第1項の規定に基づき、下記の事項について別紙のとおり提言いたします。

記

「若者の市政参加」を推進するための具体的な方策等について

「若者の市政参加」を推進するための具体的な方策について

－ 第5期市民参加推進会議の提案 －

はじめに

第5期市民参加推進会議（以下「会議」という。）は、平成25年10月から27年3月まで7回の会合をもち、「若者の市政参加」に焦点を当てて審議した。また、公式の会合以外にもワーキンググループによる2回の検討会・ヒアリングをもった。以下は、その議論に基づく提言の骨子と説明である。なお提言の末尾に、提言には十分に盛り込めなかったが議論の中で出された若者の市民参加に係る項目をリストアップした。

1. 提言

(1) 1～2年以内に実現すべき参加推進の短期的課題として、地域の個別テーマについて学び、ともに考え、話し合うための若者中心のワークショップ（参加型の学習会）を複数回開催する。

(2) 3～5年以内に実現すべき参加推進の中期的課題として、「（仮称）若者討議会」の開催を定着させる。

(3) 以上の経験を踏まえ、6～8年先を目途に実現すべき参加推進の長期的課題として、必要に応じて市の会議体に「（仮称）若者分科会」を設置し、そこでの議論を施策推進に反映できるようにする。

なお、本提言において「若者」とは、概ね16歳から40歳までを想定しているが、参加にあたって会議において厳密な年齢制限を設ける趣旨ではない。

2. 背景説明

(1) 過去の提言と基本構想

若者の参加に関しては、5年前にも第3期会議から稲葉市長に対し、「青年の市民参加を推進するための提言」が提出されている（平成22年2月26日付）。同提言に関する審議に当たっては、①「市民参加を通して学び育つ青年」、②「青年の市民参加の可能性」、③「小金井市の特質を生かして」の3点が論点とされた。

また第4次基本構想でも、「次世代の夢を育み、全ての世代のしあわせが増進する、

まち全体の発展を目指」すべく、「参加と協働」、「世代間交流」、「市内団体・NPO・企業・大学などとの協働」が謳われているが、更なる取組が求められている。

今期の会議では、これらの提言・構想を踏まえつつ、高校生から大学生、働く若者、子育て世代を含めた広義の若者世代が、小金井市のまちづくりに関心を持ち、その改善に向けて参加の意欲を高めるためにはどのような方策が可能かを中心に検討した。

(2) 若者の参加の必要性

まちづくりには長期の計画性と息の長い取組が不可欠であり、市民の参加と協働の必要性は指摘するまでもないが、将来その成果を享受する若者の参加はとりわけ重要である。市政への高い関心と理解をもつ若者が多数存在することは、そのフレッシュな意見や批判をまちづくりに生かすという意味で、自治体にとっての財産であり、暮らしやすい地域をつくっていくための鍵となる。若者は次世代の担い手であり、「地方自治は民主主義の学校」と言われるように、彼らの地域や自治体行政への信頼を向上させることは、日本の国づくりにも役立つであろう。

しかし、会議の中では各世代のうち若者の市政への関心や参加意欲は相対的に低いという基本認識があり、それは全国的に見た若者の低投票率に顕著に表れている。また、平成26年4月1日現在の市の附属機関等の年代別委員数は10代が0人、20代が3人、30代が27人、40代以上が532人（不明者20人）であり、若者は極めて少ない。他方、現在は参加していないものの、機会があれば地域活動に参加の意向をもっている若者は2～3割にのぼると言われ、自治体はそうした機会を提供しているのかどうか問われている。

(3) 参加・協働・市民活動の関係

会議では、市民参加と協働および市民活動の関係についても議論した。3者は概念としても実態としても、互いに重なり合う3つの円の関係にあり、参加だけを切り離してとらえるべきではない。

小金井市市民参加条例では、「市民参加」とは、「市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう」（第2条）。他方、同条例は「協働」について、「市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して市政を充実させ、又は発展させることをいう」（同上）としている。あえて両者の違いを強調すれば、参加が批判を含めた「意見の反映」を柱とするのに対し、協働は市民

と市の「連携協力による事業実施」により市政の充実を柱としていると解釈しうる。経験的に、政策立案段階で意見を出した市民は、その実施過程にも強い関心を抱き、その実現に向け市と協働すると共に、評価にも深く関与する。あるいは、実施過程での連携協力経験をもつ市民は、次なる政策の修正・改善により積極的に参加すると考えられる。

3つ目の「市民活動」とは、公共施設を利用したサークルその他の諸活動、ボランティア、交流事業などを含み、その全体像は市によっても把握しきれない広がりをもつ。一般に政策の策定過程に参加する人々は、地域・職場・学校などの活動にも積極的にかかわる傾向が強いといわれ、小金井市でも同様の現象が観察される。その意味で、市政への意見を含んでいなくても、あるいは単なる趣味の集まりでも、自発的な市民活動を支援することは市民参加の促進に大きく貢献するであろう。

(4) 若者の抱える課題と参加の関係

会議では、若者の参加がなぜ低調なのか、若者の抱える課題についても議論した。近年の格差拡大で、若者の生活は総じて楽とはいえ、大学生はアルバイトに忙しく、働く若者は長時間労働で疲れ、子育て世代も日々の生活に追われがちである。参加・協働どころか、不登校や引きこもり、失業や孤独に苦しむ若者も少なくない。

そうした若者が何らかの機会を得て、同世代や上の世代、市の職員らと意見交換をし、自らが抱える課題が個人的なものではなく社会的な問題も内在していることに気づけば、市民としての連帯感や明日への希望が湧いてこよう。意見を表明することで多少なりとも市政の改善が実感できれば、政治への参加意欲も確実に高まる。若者の市政参加は地域のためだけでなく、若者自身の心理面にも積極的な効果をもちうるだろう。

3. 提言の具体的方策

(1) 1～2年以内に実現すべき参加推進の短期的課題として、地域の個別テーマについて学び、ともに考え、話し合うための若者中心のワークショップ（参加型の学習会）を複数回開催する。

短期的に着手しうる方策として、若者に地域課題を考える機会を提供し、その意見を聞くワークショップの開催を提案する。このワークショップは若者が市民参加や行政について学習し、若手やベテランの職員も交えてともに市政を考える場とする。その目的は若者の意見の聴取だけでなく、若者自身がグループでの議論と交流を楽しみ、持続的な討議の基礎となることもワークショップの成果と考えるべきである。あくまで例示であるが、考えられる個別テーマとして、「居場所づくり」、「仲間づくり」、「子育て環境の

改善」、「自転車利用のルール」、「図書館のあり方」などをあげることができる。

(2) 3～5年以内に実現すべき参加推進の中期的課題として、「(仮称)若者討議会」の開催を定着させる。

中期的に着手しうる方策として、若者中心の「(仮称)若者討議会」の開催を提案する。「(仮称)若者討議会」はすべての若者に開かれてはいるが、ワークショップに参加した若者が次のステップとして活動する場でもある。市や各附属機関等がかかえているテーマや単発的な特定イシュー(争点)の解決に係る意見交換や討議を行うため開催する。その際、高校生・大学生・働く若者・子育て世代・単身者といった若い世代のグループごとにテーマを絞ることが有効である。先にあげた「居場所づくり」その他の個別テーマに沿って、市がまず基本情報を提供し、担当職員との質疑や参加者同士の議論から多様な意見を提出してもらおう。1回きりの開催ではなく、テーマの説明と相互交流、施設等の視察、意見集約といった複数回の組み合わせを考える。

開催に当たっては広く市民に広報すると共に、ターゲット集団に対してアプローチすることが効果的である。

(3) 以上の経験を踏まえ、6～8年先を目途に実現すべき参加推進の長期的課題として、必要に応じて市の会議体に「(仮称)若者分科会」を設置し、そこでの議論を施策推進に反映できるようにする。

若者の市政参加が相対的に低い中で、市政の基本となる諸計画等作成の際に若者の意見を吸い上げるため「(仮称)若者分科会」を設置し、活発な議論を行う場としての整備を図るとともに、施策や課題への関心を高めることにより参加した若者たちが構想力と調整力を発揮することが期待される。

なお、上記のすべての会議体につき、「情報なければ参加なし」の原則に立ち、市は積極的な情報の開示に努め、議論に必要な会場、スタッフ、資料を準備する。また、上記会議体の開催と並行して、あるいは別個に、学習会や出前講座、調査結果の報告会などを開催する。市は市民からの提案に対し、計画化や実施如何を問わず、説明責任を果たすものとする。

4. その他の課題、市民参加の進捗状況など

(1) 第5期会議委員募集の際に、第4期提言を踏まえ試行として無作為抽出による委員

の選出を行った。第4期会議では市民参加しているのは一部の市民ばかりという意見もあり、市民参加の裾野を広げるため、このような提言があった。該当の委員は委員となったことを契機に市政により強い関心をもつようになったそうである。これは多様な市民が市民参加することの契機として非常に効果があると言える。

(2)「意見・提案シート」の設置、保育士、手話通訳士等の配置による参加しやすい環境づくりについて第4期会議から提言されている。「意見・提案シート」は一部で実施に移されているのでさらに拡充し、保育サービスの提供についても実施に向けて今後も検討を進めていただきたい。

5. その他のアイデア

- ・会議の名称を漢字だけでなく、やわらかい、わかりやすい副題等をつける。
- ・多くの若者は仕事を持っているので、夜のほうが参加しやすい。
- ・異世代交流という言葉掲げても、ターゲットとなる世代が来るとは限らない。広報や企画を工夫すべきである。
- ・保育サービスをつける、つけないだけではなくて、曜日や時間を変えたほうが、子育て世代が参加しやすくなるを感じる。
- ・会場を大学にしたら、若者が参加した事例がある。
- ・施設等の計画の段階から若い人が議論する場があれば、その施設を使う主体になると思う。参加しやすい場づくりを進めてほしい。
- ・意見だけ求めるのではなく発言に責任を持ってもらう仕組みの中で参加してもらおうと、責任をもって発言し、意見をまとめていくことにつながる。
- ・ただ意見を求めるより、イベント風に講座を行い情報を提供すると、意見が誘発される。小さい時にそういう経験をした後、例えば高校生になった時に、さらに進んだ段階への参加ができると思う。
- ・京都市ではNPO法人と連携して若者だけを集めて市の長期計画の中に若者の意見を組み込むための組織をつくったそうであるが、媒介となる団体と協働することも参加を進める一つの方策である。
- ・小金井若者センター（若者の団体等とタイアップし、若者がまちづくりに関する調査、啓発活動、政策提言等を行う。）を設立する。
- ・やみくもにチラシを送るのではなく具体的にターゲットをしぼる。たとえば、公募委員を募集している委員会ならば、その分野を学んでいる大学や専門学校の学

生に参加をよびかけるなど。

- ・子ども・若者に対する市民教育・実践型学習の意味も持たせつつ、青少年にかかわる市政の課題について若者に議論の機会と場を提供し、政策に反映する。実施主体は行政でも議会でも可。イギリスの自治体に「若者議会」(Youth Council)の例あり。
- ・ポスターの掲示はあまり効果がなく、授業で先生が参加するように伝えたと参加するようだ。
- ・具体的な計画において意見が反映されることを担保すべき。実現する仕組みを取り入れなければ参加しない。

第5期市民参加推進会議 資料集

【例年調査しているもの】

	資料名	内容	対象	調査時点	提出した回
1	市民参加条例対象附属機関等設置状況	①附属機関等の名称、②担当課、③根拠規定、④定数、⑤年代別委員数、⑥男女比、⑦任期数、⑧公募状況(募集人数、採用人数等)	小金井市	4月1日	第34回 第41回
2	公募委員状況一覧	①前年度に公募を行った附属機関等の名称、②公募期間、③募集人数、④応募人数、⑤採用人数、⑥男女比等	小金井市	4月1日	第34回 第41回
3	パブリックコメント実施状況	①前年度にパブリックコメントを行った施策の名称、②公募期間、③意見提示人数・件数、④検討結果等	小金井市	4月1日	第34回 第41回

【個別に調査したもの】

	資料名	内容	対象	調査時点	提出した回
1	附属機関等に公募委員を設置しない理由について	①根拠条例等、②主な審議内容、③委員定数、④公開・非公開の別、⑤公募委員を設置しない理由	小金井市	26年1月29日	第36回
2	各市での異世代交流支援事例について	①主な対象世代、②交流の内容、③実施年月、④活動場所、⑤実施主体	近隣8市	※各市ごと	第36回
3	意見・提案シート導入状況(平成26年度)	①導入状況、②導入の経緯について、③他に傍聴者の意見を聴く方法、④(導入している場合のみ)平成26年度の『意見・提案シート』提出件数、⑤(導入している場合のみ)意見の取扱方法	小金井市	27年5月1日	第41回

小金井市市民参加条例の手引（改正分）

第6章 市民投票

（市民投票）**第16条** 市は、市政に関する市民投票を行うことができる。**【趣旨】**

市民参加の手段の一つとして、市民投票制度を設定するものです。

【説明】

- 1 市民投票の制度には、個別の事案が出てきた段階で、その都度議会の議決を得て条例を制定し実施する「個別設置型」と、対象事項や投票資格者、市民投票の実施期日など、市民投票に関するルールをあらかじめ設けておき、それに基づいて実施する「常設型」に大別できます。

本市の場合は、平成21年3月の第2回小金井市議会臨時会において小金井市市民参加条例の改正案が議員提案され、全会一致で可決されたことにより「常設型」の市民投票制度が創設されています。

- 2 市民投票制度は、多様な市民の意見を市政にいかす市民本位の市政運営を円滑に進めるための一手法であり、地方自治の基本である間接民主制を補完するための制度として位置づけられています。しかし、市民投票は、その社会的、政治的影響の大きさからして、特に重要な政策で、かつ、市民の間又は市民、議会もしくは市長の間に重大な意見の相違があり、市民の意見を直接問う必要があると認められる場合についてのみ実施されるべきものです。

したがって、制度運用に当たっては、目的、意義、効果、費用などを考慮した上で、市民参加の手段における最終的な手段として活用されるべきであり、他の市民参加手段に比べ、格段に対象事案の重要度が高いものに限定される必要があります。

- 3 市民投票は、市長が執行することとしていますが、市民投票の管理及び執行に関する事務を小金井市選挙管理委員会に委任するものとします。選挙管理委員会は、市長から独立した行政委員会で、投票や開票に関する事務についてのノウハウを有しています。併せて中立性や効率性の観点からも、市民投票の実務については、市長から選挙管理委員会に委任することとします。

【関係規則】

規則第2条、規則第3条

(投票資格者)

第17条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定めるところにより作成する投票資格者名簿に登録されているものとする。

(1) 年齢満18年以上の日本国籍を有する者で、その者に係る市の住民票が作成された日（市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に登録されているもの

(2) 年齢満18年以上の永住外国人で、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されている居住地が市の区域内にあり、かつ、同項の登録の日（同法第8条第1項の申請に基づく同条第6項の規定による市の区域内への居住地変更の登録を受けた場合には、当該申請の日）から引き続き3か月以上経過しているもの

2 前項第2号の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

【趣旨】

本条は、市民投票の投票資格者の年齢や市内在住、外国籍市民の要件について規定しています。

【説明】

1 市民投票は、市民の福祉に重大な影響を与える可能性のある事案が対象となることから、公職選挙法に規定する選挙権を有していなくても、できる限り幅広い市民が投票に参加できることが望ましいと考えられます。このため、未成年者についても投票資格者に含めることとします。しかし、未成年者については、事理を弁識する能力や、投票資格者になることによって、投票運動などで受ける精神的影響などを考慮する必要もあり、あまり低い年齢では適切でないと考え、年齢要件については満18歳以上としています。

2 永住外国人は、相当期間、日本で生活していることから、日本の社会生活や文化、政治制度を踏まえ、居住地の市民投票に付す事項の内容等につき、自らの意思を表明するため、投票に参加できることが望ましいと考え、投票資格者としています。

3 地方自治法第18条及び公職選挙法第9条において、選挙権に「3か月以上」の住所要件を設けたのは、その団体の住民として選挙に参加するためには、少なくとも一定期間そこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度団体内の事情にも通じていることが必要であると考えられたからです。本市制度においても、この考えに準じて市内における在住の要件を「3か月以上」としています。

4 満18歳及び満19歳の者並びに永住外国人については、公職選挙法の適用がないため、同法の規定による犯罪等による失権者の確認ができません。満18歳

及び満19歳の者並びに永住外国人に係る失権者の確認ができない以上、満20歳以上の日本国籍を有する者についてのみ犯罪等による失権者を適用し、投票資格者名簿から削除することは、公平性を欠く取扱いとなるため、必要な資格要件を満たす者は、全員投票資格者名簿に登録することとします。

ただし、成年被後見人については、事理を弁識する能力を欠くという理由から、公職選挙法第11条第1項に準じて、市民投票の投票権を有しないこととします。

【関係規則】

規則第4条、規則第5条、規則第6条、規則第7条、規則第8条、規則第9条、規則第10条

(市民からの請求による市民投票)

- 第18条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の100分の13以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、市政の重要事項について市民投票を実施することを請求することができる。
- 2 前項の請求を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。
 - 3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。ただし、市政の重要事項であっても、法令の規定により市民投票を行うこととされている事項である場合、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。
 - 4 市長は、前項の規定により行う市民投票の実施に要する経費を、他の経費とは区別して、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。
 - 5 市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。
 - 6 第1項において、市民投票の実施を求める投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿を提出するものとする。

【趣旨】

本条では、市民投票は、市民からの請求によることとした上で、市民投票の対象事項、適用除外事項、経費の取扱い及び市議会の協力について規定しています。

【説明】

- 1 市民投票の請求に必要な署名者数については、他の自治体の事例や本市における過去の直接請求等の署名の実績などを参考としています。実際に署名収集が可能な数であり、また、請求の乱発防止という点も十分に考慮し、投票資格者総数の100分の13以上としています。

また、市民投票の請求は市民からの請求のみを規定しており、他の自治体で採用されている議会からの請求や市長からの発議は規定していません。

- 2 市民投票制度は、直接市民に意思を確認し、その結果を踏まえ市長や議会が意思決定を行っていくことを目的とした制度であるので、投票結果に様々な解釈の余地が生じないように、市民投票の請求に当たっては、二者択一で、原則として賛成又は反対を問う形式により行わなければならないとしています。

- 3 市民投票の対象となる「市政の重要事項」とは、市民投票制度の趣旨から「市全体に重大な影響を及ぼす事案で、直接市民にその賛否を問う必要が特にあると認められるもの」といえます。したがって、対象事案は、地域社会の状況を踏まえ、個々に判断されるものであり、あらかじめ確定的に定めることは困難です。

そのため、第1項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならないとした上で、市民投票の対象事項から除外するものについて列挙するネガティブ・リスト方式を採用しています。

(1) 法令の規定により市民投票を行うこととされている事項

既に法律上で住民投票を行うことができる制度が確立されている事項については、法令の規定に基づいて住民投票を実施することが適当であるため、適用除外としています。

(具体例)

- ・ 「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づく合併協議会設置協議を求める住民投票
- ・ 議会の解散、議員の解職、市長の解職等を求める住民投票

(2) 税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項

地方自治法に規定する直接請求において、「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料」が対象外とされていることを踏まえ、適用除外としています。なお、地方自治法において、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項については、市民の負担が軽くなることのみをもって誰からも賛成が得られやすいものであり、その結果が当該地方公共団体の財政に与える影響について十分検討されないまま容易に請求が成立する可能性があるため適用除外としているものです。

(具体例)

- ・ 市民税の税率引下げ
- ・ 公共施設の使用料の引下げ

(3) 特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項

市民投票は、全市域の市民を対象として実施されるものであることから、その影響が、特定の地域に限られるような嫌悪施設に係る事項については、適用除外としています。その理由の一つとしては、特定の地域について市民投票を実施した場合、直接的な利害に関わらない多数の市民の意見が少数の意見を封じ込めるような不合理を避けるためです。

なお、嫌悪施設とは、施設に対しての必要性は認識するものの、自分たちの地域には建設して欲しくないとする感情を持つ施設をいいます。

(具体例)

- ・ 可燃ごみ処理施設

4 市長は、市民投票の請求があったときは、市民投票を実施しなければなりません。したがって、その財源的裏付けとなる予算について、自らの権限に基づき提案し、議会は市民投票の円滑な実施に協力するものとしています。

【関係規則】

規則第11条、規則第12条、規則第13条、規則第14条、規則第15条、規則第16条、規則第17条、規則第18条、規則第19条、規則第20条

(市民投票の期日)

第19条 市長は、前条第3項の規定により市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。

【趣旨】

本条は、市民投票の期日について規定しています。

【説明】

- 1 市民投票を実施する場合は、その旨の告示を行うとともに、確実に市民投票を実施するために、投票や開票に関する事務的な準備作業に要する期間や、投票運動が行われるために必要な期間を考慮し、告示の日から起算して90日を超えない範囲内において投票日を設定することとしています。
- 2 他の選挙との同日実施については、投票率の向上や経費の節減等のメリットが考えられるとの意見もありますが、市民投票の投票資格者には未成年者や永住外国人の方も含まれ、運用上は投票所を別々に設置する必要があります。しかし、このことが、未成年者や永住外国人の方のプライバシーを侵害するおそれがあることに加え、他の選挙における候補者の公約や論点が市民投票の争点と重なった場合において、市民投票の投票運動と当該選挙の選挙運動の区分が困難となり、投票運動のつもりで行った行為が選挙運動と認定され、公職選挙法違反に問われるおそれも考えられることから、投票運動に参加される市民を保護するという観点からも他の選挙との同日実施は、避けるべきと考えられます。

【関係規則】

規則第21条、規則第22条

(情報の提供)

第20条 市長は、市民投票を実施するときは、当該市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を、市民に対して提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。

【趣旨】

市長は、市民投票を実施する場合に、当該市民投票の対象事案に関する情報を市民に提供することを規定しています。

なお、その場合市長は、事案についての中立性を保持しなければなりません。

【説明】

市長は、市の情報を管理するという立場において、市民に対する情報提供という点で大きな役割を果たすものと考えられることから、公平性や中立性に十分配慮しつつ、市報やホームページ等により市民投票の対象事案に関して、市民が判断を行うために必要な情報を公開する責務があります。

また、必要に応じて公開討論会等の情報提供のための施策を行うことも想定しています。

【関係規則】

規則第23条

(請求の制限)

第21条 この条例による市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第18条第1項の規定による請求を行うことができない。

【趣旨】

本条は、市民投票の請求に関する制限について規定しています。

本条例による市民投票を実施した場合は、当該市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は同旨の事項について、市民投票の請求を行うことはできません。

【説明】

市民投票を実施した場合、よほどの状況の変化がない限り短期間で市民の総意が変化するとは考えにくいことです。また、短期間に市民投票が繰り返されると市の財政に過大な負担が生じます。

一方で、同一の事案について再度の市民投票を認めないとすると、その後の社会情勢の変化に対応できないこととなります。結果の安定を図りながら社会情勢の変化にも対応できるようにするためには、2年間程度の制限期間を設けることが適切と考えます。

また、新たに重大な事柄が発生する等、新たな局面を迎えた場合には、市議会や市長が初回の市民投票の結果も含めた市民の意向を酌み取りつつ対応するのが基本であり、短絡的に市民投票という手段を用いるものではありません。

しかし、近年の社会変化による環境問題や個人情報問題等に見られるように、比較的短期間で住民の意向が変化することも考えられます。したがって、間接民主主義の原則と初回の市民投票の結果を尊重し、制限期間を2年間とすることが妥当であるといえます。

(投票結果の尊重)

第22条 市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。

【趣旨】

市長及び市議会は、市民投票の結果について尊重しなければなりません。

【説明】

- 1 市民投票は市民への諮問的な性格を持つもので、その結果はあくまでもこれを「尊重」するにとどまるものであって、市長及び市議会の権限に対し、法的拘束力を有するものではないことに留意する必要があります。
- 2 市民投票の結果がそのまま市の決定となるものではありませんが、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上に達していれば、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければなりません。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

【趣旨】

本条は、規則への委任規定です。この規定に基づき、市民投票に必要な事項を小金井市市民投票規則で規定しています。

【説明】

本規定に基づき「小金井市市民投票規則」を定めています。

第5期市民参加推進会議委員の意見等

第6期市民参加推進会議への意見等をいただきましたので、以下のとおりご紹介させていただきます。

- 市民参加推進会議（第40回）（平成27年3月27日（金）開催）
 - ・市民参加条例の最新版の手引書等を含めた資料が必要である。
 - ・例えば協働推進を小金井でも進めるためにどうしたらいいのかということも重要な課題ではないかなと思う。
 - ・議事録をとること、合意をとることというルールの基本がしっかり確立されていないところがあるので、それを共有し学ぶことができたらいかなと思う。
 - ・合意形成のルールづくりは、何か特定のことを進めながら、そこで実質的な方向に向かってやっていくほうがよいと思う。
 - ・提言の内容を実施する際には商工会議所や農協等に所属している、ここで長く生活するような人に関わってもらいたい。
 - ・（上の意見に対し）JCや農協の団体の人は、他の附属機関等にも参加しているので委員ではなく懇談会等で意見の交換をしたりしたほうがよい。
 - ・無作為抽出で選出された委員のような市民が参加できるような場の作り方、仕掛けを担保していきたい。
 - ・「意見・提案シート」で出された意見を引き継ぎ事項に入れたい。
 - ・可能性としては市民参加を促進するための具体的な企画やイベントにこの会議が実際に関与していくということ。先ほどのワークショップなどを実際にここが運営するとか、そういった形でもう少し実質の部分に踏み込んでいくという方向性があるかなと思っているが、時間的にも経済的にも多分かなり制約が大きいので、悩ましいところだなと思う。
 - ・市民参加条例がきちんと運用できているかどうかを議題にできるような状態にしてほしい。

- 市民参加推進会議（第41回）（平成27年5月22日（金）開催）
 - ・第5期推進会議の提言の進捗状況について、第6期でも引き続き報告をしてほしい。
 - ・「意見・提案シート」の附属機関等への設置をもっと進めてほしい。